



草津市公報

発行日 令和 8 年 4 月 1 5 日
(毎月 1・15 日発行)
発行番号 第 7 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目 13 番 30 号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 条 例

草津市行政手続条例の一部を改正する条例（総務課）	5
草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	7
草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）	7
草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課、上下水道総務課）	10
草津市手数料条例の一部を改正する条例（経営戦略課、子育て相談センター、長寿いきがい課）	15
草津市特別会計条例の一部を改正する条例（学校給食センター）	16
草津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（人とくらしのサポートセンター）	17
草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（幼児課）	18
草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例（幼児課）	18
草津市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）	19
草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例（土木管理課）	20
草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	27
草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税務課）	52

◎ 規 則

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則（幼児施設課）	64
草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）	68
草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	69
草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）	79
草津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則（農林水産課）	85
草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）	85
草津市会計規則の一部を改正する規則（会計課）	91
草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人とくらしのサポートセンター）	100
草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	101
草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	104
草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（危機管理課）	105
草津市消防団員の分限および懲戒の処分の手続に関する規則（危機管理課）	112
草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（学校給食センター）	113
草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則（幼児施設課）	114
草津市消費生活センターの組織および運営等に関する規則の一部を改正する規則（生活安心課）	114
草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（家庭児童相談室）	116
草津市税規則の一部を改正する規則（税務課）	117
草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	130
草津市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	130
地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（上下水道総	

務課)	131
草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則(職員課)	132
草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(職員課)	141
草津市立さわやか保健センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(健康増進課)	146
◎ 訓 令	
草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令(発達支援センター)	147
草津市消防団員の分限処分および懲戒処分の審査に関する規程(危機管理課)	148
草津市消防団員被服貸与規程の一部を改正する訓令(危機管理課)	152
草津市市政情報管理規程等の一部を改正する訓令(職員課)	153
◎ 告 示	
指定納付受託者の指定について(広報課)	155
草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱(家庭児童相談室)	155
草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱(都市計画課)	158
草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱(都市計画課)	158
草津市多機関協働事業実施要綱(人とくらしのサポートセンター)	159
草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱(生活安心課)	161
草津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱(男女共同参画センター)	162
草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課)	162
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱(学校政策推進課)	167
草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱(男女共同参画センター)	168
草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(障害福祉課)	170
草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱(こども家庭若者課)	170
草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱(健康増進課)	171
草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱(健康増進課)	172
草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱を廃止する要綱(健康増進課)	177
草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱(健康増進課)	178
草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱(健康増進課)	178
草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱(環境政策課)	179
草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱(こども家庭若者課)	180
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱(学校政策推進課)	181
草津市救急病院運営補助金交付要綱(健康増進課)	182
草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(危機管理課)	183
草津市防災指導員設置要綱および草津市防災指導員連絡協議会運営補助金交付要綱を廃止する要綱(危機管理課)	186
令和8年度草津市一般会計予算等の要領について(総務課)	186
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱(人とくらしのサポートセンター)	187
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	188
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	188
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	188
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	188
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	188
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課)	189

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	189
生活保護法第 50 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	189
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	189
生活保護法第 49 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	190
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	190
生活保護法第 50 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	190
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	190
生活保護法第 49 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	191
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	191
生活保護法第 49 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	191
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	191
生活保護法第 49 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	192
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	192
生活保護法第 49 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	192
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	192
草津市多文化共生推進懇話会開催要綱（まちづくり協働課）	193
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（税務課）	193
固定資産の価格等の決定について（税務課）	194
草津市消防団長分限懲戒審査委員会設置要綱（危機管理課）	194
草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	195
草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱（危機管理課）	196
草津市学校給食支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱（学校給食センター）	197
都市計画の変更について（都市計画課）	201
都市計画の変更について（都市計画課）	201
都市計画の決定について（都市計画課）	201
草津市土地改良事業補助金交付要綱（農林水産課）	201
草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	206
草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	208
草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	209
草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱（税務課）	210
草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	212
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱を廃止する要綱（国スポ・障スポ推進室）	215
令和 7 年国勢調査草津市実施本部設置要綱を廃止する要綱（企画調整課）	215
草津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	216
草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	219
公印の新調および廃止について（総務課）	224
草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	225
草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（温暖化対策室）	227

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱（開発調整課）	229
草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱（子育て相談センター）	231
草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	233
草津市パークサポーター事業における事業実施要綱（公園緑地課）	235
特定地域型保育事業者の確認について（幼児施設課）	238
特定乳児等通園支援事業者の確認について（幼児施設課）	238
指定納付受託者の指定について（経営戦略課）	239
草津市行政経営改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	240
草津市 DX 推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	240
草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	241
認可地縁団体の変更にについて（まちづくり協働課）	242
草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	245
草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	248
アーバンデザインセンターみなくさ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（草津未来研究所）	250
公金の収納および徴収事務の委託について（総務課）	251
指定納付受託者の指定について（納税課）	256
指定納付受託者の指定について（納税課）	256
公示送達について（納税課）	256
草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付要綱（温暖化対策室）	262
草津市 M I C E 誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	264
草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	268
草津市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	271
草津市 D X 人材育成支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	273
公示送達について（介護保険課）	278
草津市いきもの自然コーディネーター育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（環境政策課）	279
特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）	283
草津市一般廃棄物処理実施計画について（資源循環推進課）	287
指定納付受託者の指定について（資源循環推進課）	287
介護保険法の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）	287
介護保険法の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	287
介護保険法の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）	288
介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定について（介護保険課）	288

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	289
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	289
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	289
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	293
地域農業経営基盤強化促進計画の変更について（農林水産課）	293
草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施設課）	293
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設課）	294

◎ 議 会 規 程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	295
-----------------------------------	-----

◎ 教育委員会規則

草津市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則（教育総務課）	296
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	296
草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則（幼児課）	298

◎ 教育委員会訓令

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育総務課）	304
草津市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令（学校政策推進課）	306

◎ 教育委員会告示

草津市指定有形文化財の指定について（歴史文化財課）	309
草津市教育委員会定例会の招集について（歴史文化財課）	309

◎ 監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について	309
定期監査の結果に関する報告の公表について	310

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	315
-------------------	-----

◎ 水道事業管理規程

草津市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程（上下水道総務課）	316
----------------------------------	-----

◎ 上下水道事業告示

公共下水道の供用および処理開始について（上下水道施設課）	317
指定公金事務取扱者の指定について（上下水道施設課）	318

条 例

草津市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第1号

草津市行政手続条例の一部を改正する条例
草津市行政手続条例（平成8年草津市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第13条 《現行どおり》 （聴聞の通知の方式） 第14条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u> 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 （代理人） 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものと	第1条～第13条 《省略》 （聴聞の通知の方式） 第14条 《省略》 2 《省略》 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> 《改正後に新設》 （代理人） 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものと

改正後	改正前
みなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。 2～4 《現行どおり》 第16条～第20条 《現行どおり》 (続行期日の指定) 第21条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 第14条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「<u>当該措置を開始した日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日</u>の翌日）」と読み替えるものとする。 第22条～第27条 《現行どおり》 (聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項および第4項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」と</u>、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。 第29条～第38条 《現行どおり》	みなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。 2～4 《省略》 第16条～第20条 《省略》 (続行期日の指定) 第21条 《省略》 2 《省略》 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日</u>から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日</u>の翌日）」と読み替えるものとする。 第22条～第27条 《省略》 (聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「<u>同項第3号および第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。 第29条～第38条 《省略》

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 1 4 条第 3 項および第 4 項（これらの規定を改正後の第 2 1 条第 3 項および第 2 8 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み)

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年草津市条例第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>議員報酬</th></tr><tr><td>議長</td><td>月額 <u>5 8 7, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額 <u>5 1 7, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>議員</td><td>月額 <u>4 6 6, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	職名	議員報酬	議長	月額 <u>5 8 7, 0 0 0 円</u>	副議長	月額 <u>5 1 7, 0 0 0 円</u>	議員	月額 <u>4 6 6, 0 0 0 円</u>	第 1 条～第 7 条 《省略》 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>議員報酬</th></tr><tr><td>議長</td><td>月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>議員</td><td>月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	職名	議員報酬	議長	月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u>	副議長	月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u>	議員	月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>
職名	議員報酬																
議長	月額 <u>5 8 7, 0 0 0 円</u>																
副議長	月額 <u>5 1 7, 0 0 0 円</u>																
議員	月額 <u>4 6 6, 0 0 0 円</u>																
職名	議員報酬																
議長	月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u>																
副議長	月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u>																
議員	月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>																

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み)

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 3 号

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年草津市条例第 2 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》			第 1 条～第 3 条 《省略》		
別表（第 1 条第 1 項、第 2 条第 2 項関係）			別表（第 1 条第 1 項、第 2 条第 2 項関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 <u>4 2, 3 0</u> <u>0 円</u>	《現行ど おり》	教育委員会委員	月額 <u>4 1, 1 0</u> <u>0 円</u>	《省略》
選挙管理委員会 委員長	月額 <u>3 8, 7 0</u> <u>0 円</u>		選挙管理委員会 委員長	月額 <u>3 7, 6 0</u> <u>0 円</u>	
選挙管理委員会 委員	月額 <u>3 1, 5 0</u> <u>0 円</u>		選挙管理委員会 委員	月額 <u>3 0, 6 0</u> <u>0 円</u>	
補充員で臨時に 充てられた選挙 管理委員会委員	日額 <u>6, 8 0 0</u> <u>円</u>		補充員で臨時に 充てられた選挙 管理委員会委員	日額 <u>6, 6 0 0</u> <u>円</u>	
公平委員会委員	日額 <u>6, 8 0 0</u> <u>円</u>		公平委員会委員	日額 <u>6, 6 0 0</u> <u>円</u>	
議会の議員のう ちから選任され た監査委員	月額 <u>4 8, 4 0</u> <u>0 円</u>		議会の議員のう ちから選任され た監査委員	月額 <u>4 7, 1 0</u> <u>0 円</u>	
農業委員会会長	月額 <u>4 8, 4 0</u> <u>0 円</u>		農業委員会会長	月額 <u>4 7, 1 0</u> <u>0 円</u>	
農業委員会副会 長	月額 <u>4 2, 3 0</u> <u>0 円</u>		農業委員会副会 長	月額 <u>4 1, 1 0</u> <u>0 円</u>	
農業委員会委員	月額 <u>3 8, 7 0</u> <u>0 円</u>		農業委員会委員	月額 <u>3 7, 6 0</u> <u>0 円</u>	
農地利用最適化 推進委員	月額 <u>3 4, 1 0</u> <u>0 円</u>		農地利用最適化 推進委員	月額 <u>3 3, 2 0</u> <u>0 円</u>	
固定資産評価審 査委員会委員	日額 <u>6, 8 0 0</u> <u>円</u>	《現行ど おり》	固定資産評価審 査委員会委員	日額 <u>6, 6 0 0</u> <u>円</u>	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	
介護認定審査会 委員および障害 者総合支援法草 津市審査会委員	月額 <u>1 4, 4 0</u> <u>0 円</u>		介護認定審査会 委員および障害 者総合支援法草 津市審査会委員	日額 <u>1 4, 0 0</u> <u>0 円</u>	
審理員	時間額 <u>1 0, 5</u> <u>0 0 円</u>		審理員	時間額 <u>1 0, 2</u> <u>0 0 円</u>	
付属機関の委員	日額 <u>6, 8 0 0</u>		付属機関の委員	日額 <u>6, 6 0 0</u>	

改正後				改正前			
その他の構成員		円		その他の構成員		円	
《現行どおり》		《現行どおり》		《省略》		《省略》	

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第5条 《現行どおり》				第1条～第5条 《省略》			
別表(第2条第2項関係)				別表(第2条第2項関係)			
市長		副市長		市長		副市長	
974,000円		820,000円		947,000円		797,000円	

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)		第1条～第2条 《省略》 (給与の額)	
第3条 教育長の給料は、月額757,000円とする。		第3条 教育長の給料は、月額736,000円とする。	
2～3 《現行どおり》		2～3 《省略》	
第4条～第5条 《現行どおり》		第4条～第5条 《省略》	

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)		第1条～第2条 《省略》 (給与の額)	
第3条 監査委員の給料は、月額554,000円とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。		第3条 監査委員の給料は、月額539,000円とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。	
2～3 《現行どおり》		2～3 《省略》	
第4条～第5条 《現行どおり》		第4条～第5条 《省略》	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日掲示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 4 号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (給料) 第 2 条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当および第二種初任給調整手当をいう。第 1 0 条第 2 号および第 2 5 条において同じ。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第 1 0 条および第 3 0 条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。 第 3 条～第 1 1 条 《現行どおり》 (初任給調整手当) 第 1 2 条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額 2, 5 0 0 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 5 年以内の期間、採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。 3 前 2 項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支	第 1 条 《省略》 (給料) 第 2 条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第 1 0 条および第 3 0 条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。 第 3 条～第 1 1 条 《省略》 (初任給調整手当) 第 1 2 条 <u>初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額 2, 5 0 0 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 5 年以内の期間、採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給する。 3 前 2 項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間および

改正後	改正前
給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第12条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）ならびにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。 2 第二種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第13条～第14条の3 《現行どおり》 （通勤手当） 第15条 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌	支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 《改正後に新設》 第13条～第14条の3 《省略》 （通勤手当） 第15条 《省略》 2～5 《省略》 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

改正後	改正前
月)の規則で定める日に支給する。 7～9 《現行どおり》 第15条の2～第23条 《現行どおり》 (特定の職員についての適用除外) 第23条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第12条、第13条および第14条</u>の規定は、定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 《現行どおり》 第24条 《現行どおり》 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月 額ならびに<u>初任給調整手当および給料の月額</u>に 対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その 額を規則で定める数で除して得た額とする。 第26条～第29条 《現行どおり》 (技能労務職員の給与の種類および基準) 第30条 技能労務職員の給与は、給料、<u>第二種初 任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手 当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とす る。ただし、当該技能労務職員が定年前再任用短 時間勤務職員として採用された場合にあっては、 扶養手当および退職手当は支給しない。 2～3 《現行どおり》 第31条～第32条 《現行どおり》 別表第1～別表第6 《現行どおり》	7～9 《省略》 第15条の2～第23条 《省略》 (特定の職員についての適用除外) 第23条の2 第6条第1項から第8項まで<u>および 第12条から第14条まで</u>の規定は、定年前再 任用短時間勤務職員には適用しない。 2 《省略》 第24条 《省略》 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月 額<u>およびこれに対する地域手当の月額</u>の合計額 に12を乗じ、その額を規則で定める数で除し て得た額とする。 第26条～第29条 《省略》 (技能労務職員の給与の種類および基準) 第30条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手 当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務 手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤 務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災 害派遣手当および退職手当とする。ただし、当 該技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員 として採用された場合にあっては、扶養手当、 <u>住居手当</u>および退職手当は支給しない。 2～3 《省略》 第31条～第32条 《省略》 別表第1～別表第6 《省略》

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次の表のよう
に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 給与条例<u>第12条、第13条、第14条</u>、第14 条の3および第15条の2の規定は、第4条の 規定により任期を定めて採用された職員には、適 用しない。 第9条 《現行どおり》	第1条～第7条 《省略》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《省略》 2 《省略》 3 給与条例<u>第12条から第14条まで</u>、第14条 の3および第15条の2の規定は、第4条の規定 により任期を定めて採用された職員には、適用し ない。 第9条 《省略》

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第30号)の一部を次

の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与および費用弁償の種類) 第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「1号職員」という。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)、通勤手当(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)、<u>第二種初任給調整手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当(1号職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、退職手当および旅費(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。 第3条～第4条 《現行どおり》 (第二種初任給調整手当) <u>第4条の2</u> 会計年度任用職員の第二種初任給調整手当は、2号職員にあっては常勤職員の例により、1号職員にあっては定年前再任用短時間勤務職員の例によるほか、規則で定めるところにより支給する。 第5条～第11条の2 《現行どおり》 (勤務1時間当たりの給与額) 第12条 第10条の規定による給与の減額または第5条から第7条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額<u>および第二種初任給調整手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額(日額により給料が定められた1号職員にあっては、日額およびこれに対する地域手当の合計額を1日につき定められた正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により給料が定められた1号職員にあっては、時間額およびこれに対する地域手当の合計額とする。)とする。 第13条～第15条 《現行どおり》 (市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与) <u>第16条</u> この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性、任用の事情等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡等を考慮し、規則で定めることがで	第1条 《省略》 (給与および費用弁償の種類) 第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「1号職員」という。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)、通勤手当(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当(1号職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、退職手当および旅費(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。 第3条～第4条 《省略》 《改正後に新設》 第5条～第11条の2 《省略》 (勤務1時間当たりの給与額) 第12条 第10条の規定による給与の減額または第5条から第7条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額<u>および</u>これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額(日額により給料が定められた1号職員にあっては、日額およびこれに対する地域手当の合計額を1日につき定められた正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により給料が定められた1号職員にあっては、時間額およびこれに対する地域手当の合計額とする。)とする。 第13条～第15条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
きる。 第17条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第16条 《省略》 別表 《省略》

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与の種類) 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当 <u>(第一種初任給調整手当および第二種初任給調整手当をいう。)</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)および退職手当とする。 第3条～第4条 《現行どおり》 (初任給調整手当) 第5条 <u>第一種初任給調整手当</u> は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 第5条の2 <u>第二種初任給調整手当</u> は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料および地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。 2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。 第6条～第19条の2 《現行どおり》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 <u>第4条、第5条、第6条</u> 、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規	第1条 《省略》 (給与の種類) 第2条 《省略》 2 《省略》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)および退職手当とする。 第3条～第4条 《省略》 (初任給調整手当) 第5条 <u>初任給調整手当</u> は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 《改正後に新設》 第6条～第19条の2 《省略》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 <u>第4条から第6条まで</u> 、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規定

改正後	改正前
定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 《現行どおり》 第21条～第22条 《現行どおり》	は、会計年度任用職員には適用しない。 2 《省略》 第21条～第22条 《省略》

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第5号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 別表（第2条関係） 1～29 《現行どおり》 30 《現行どおり》 (1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき <u>10,000円</u> (2)～(3) 《現行どおり》 31～33 《現行どおり》 34 在宅の65歳以上の者で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応が困難なものに対し実施する生活管理指導短期宿泊（以下この項において「短期宿泊」という。）事業の利用手数料は、1日当たり1人につき <u>490円</u> とする。ただし、次の各号に掲げる者の手数料は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第1項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき <u>980円</u>	第1条～第10条 《省略》 別表（第2条関係） 1～29 《省略》 30 《省略》 (1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき <u>6,600円</u> (2)～(3) 《省略》 31～33 《省略》 34 在宅の65歳以上の者で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応が困難なものに対し実施する生活管理指導短期宿泊（以下この項において「短期宿泊」という。）事業の利用手数料は、1日当たり1人につき <u>400円</u> とする。ただし、次の各号に掲げる者の手数料は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第1項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき <u>800円</u>

改正後	改正前
(2) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第2項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき <u>1,470</u> 円 (3) 《現行どおり》 35～49 《現行どおり》	(2) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第2項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき <u>1,200</u> 円 (3) 《省略》 35～49 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の草津市手数料条例別表第30項第1号の規定の適用については、同号中「10,000円」とあるのは、「8,300円」とする。

(準備行為)

4 改正後の草津市手数料条例別表の規定において、施行の日以後の利用に係る手数料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第6号

草津市特別会計条例の一部を改正する条例

草津市特別会計条例（昭和48年草津市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置) 第1条 《現行どおり》 (1)～(8) 《現行どおり》 <u>(9) 削除</u> (10)～(17) 《現行どおり》 第2条～第3条 《現行どおり》	(設置) 第1条 《省略》 (1)～(8) 《省略》 <u>(9) 草津市学校給食センター特別会計</u> (10)～(17) 《省略》 第2条～第3条 《省略》

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長
橋 川
渉

草津市条例第 8 号

草津市特定乳児等通園支援事業の運営
に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第 3 条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

(要保護児童)

第 4 条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、要保護児童(児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。)に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力を努めなければならない。

(その他の基準)

第 5 条 前 2 条に定めるもののほか、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 3 項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み)

草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長
橋 川
渉

草津市条例第 9 号

草津市乳児等通園支援事業の利用料徴
収に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 に規定する乳児等通園支援事業の利用料を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この条例の対象となる乳児等通園支援事業は、草津市が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、児童発達支援センターおよび地域子育て支援拠点事業を行う場所において実施されるものとする。

(利用料の徴収)

第 3 条 市長は、乳児等通園支援事業が実施されたときは、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児等支援給付認定子ども（以下「認定子ども」という。）の乳児等支援給付認定保護者（以下「認定保護者」という。）から利用料を徴収する。

(利用料)

第 4 条 利用料は、次のとおりとする。この場合において、3 0 分未満の利用については 3 0 分利用したものとみなし利用料を徴収する。

1 時間あたり 3 0 0 円

3 0 分あたり 1 5 0 円

(利用料の減免)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の利用料を減額し、または免除することができる。

(利用料の納付)

第6条 乳児等通園支援事業を利用した認定子どもの
認定保護者は、利用料を指定された納期限までに
納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項
は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第10号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例

草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第24条 《現行どおり》 付 則 第1条～第14条 《現行どおり》 (令和7年度税制改正に伴う前年度住民税非課税 者における保険料の減免の特例) <u>第15条</u> 市長は、令和7年度税制改正により地方 税法に規定する給与所得控除の最低保障額が引 き上げられたことに伴い、令和7年度（令和6年 分）の住民税が非課税と判定された第1号被保険 者または当該被保険者の属する世帯の世帯主およ び全ての世帯員について、当該控除の引上げ分の 範囲内で収入が増加した場合には、第15条第1 項第5号の規定により、令和8年度保険料の算定 において、住民税非課税者として判定する保険料 段階を上限として、当該保険料を減免することが できる。 2 前項の減免を受けようとする者は、第15条第 2項の規定にかかわらず、申請書の提出は要しな いものとする。	第1条～第24条 《省略》 付 則 第1条～第14条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
3 前2項の規定は、令和8年度に限り適用する。	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第11号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例（昭和59年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第8条 《現行どおり》 別表（第2条第1項関係）				第1条～第8条 《省略》 別表（第2条第1項関係）			
法第 32 条第 1項 第1 号に 掲げ る工 作物	第一種電柱	1本につき	<u>940</u>	法第	第一種電柱	1本につき	<u>800</u>
	第二種電柱	1年	<u>1,400</u>	32	第二種電柱	1年	<u>1,200</u>
	第三種電柱		<u>2,000</u>	条第	第三種電柱		<u>1,700</u>
	第一種電話柱		<u>840</u>	1項	第一種電話柱		<u>710</u>
	第二種電話柱		<u>1,300</u>	第1	第二種電話柱		<u>1,100</u>
	第三種電話柱		<u>1,800</u>	号に	第三種電話柱		<u>1,600</u>
	その他の柱類		<u>84</u>	掲げ	その他の柱類		<u>71</u>
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	<u>8</u>	る工	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	<u>7</u>
	地下に設ける電 線その他の線類		<u>5</u>	作物	地下に設ける電 線その他の線類		<u>4</u>
	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	<u>820</u>		路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	<u>700</u>
	地下に設ける変	占用面積1	<u>500</u>		地下に設ける変	占用面積1	<u>430</u>

改正後				改正前			
	圧器	平方メートルにつき1年			圧器	平方メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700</u>		変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>1,400</u>
	郵便差出箱および信書便差出箱		<u>710</u>		郵便差出箱および信書便差出箱		<u>600</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>5,400</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>35</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>30</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>43</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>76</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>86</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>350</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>300</u>

改正後					改正前						
		のもの					のもの				
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			500		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430		
		外径が1メートル以上のもの			1,000		外径が1メートル以上のもの		860		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動車運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	5	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動車運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	4
					17						14
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,300		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,100	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	840	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	710			
		地下に設けるもの		500		地下に設けるもの		430			
	その他のもの				1,700		その他のもの				1,400
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項	地下街および地下	階数が1のもの		年	《現行どおり》	法第32条第1項	地下街および地下	階数が1のもの		年	《省略》
		階数が2のもの			《現行どおり》			階数が2のもの			《省略》

改正後					改正前				
第5号に掲げる施設	室	階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	第5号に掲げる施設	室	階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>2,700</u>	第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>2,400</u>
	地下に設ける通路			<u>1,600</u>		地下に設ける通路			<u>1,500</u>
	その他のもの			<u>1,700</u>		その他のもの			<u>1,400</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>54</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>48</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>540</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>480</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>540</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>5,400</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800</u>
	標識		1本につき1年	<u>1,300</u>		標識		1本につき1年	<u>1,100</u>
以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>54</u>	以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>48</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>540</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>480</u>
号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>54</u>	号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>48</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>540</u>			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>

改正後					改正前				
	用施設であるものを除く。)		ルにつき 1 月			用施設であるものを除く。)		ルにつき 1 月	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	<u>5, 4 0 0</u>		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	<u>4, 8 0 0</u>
		その他のもの		<u>2, 7 0 0</u>			その他のもの		<u>2, 4 0 0</u>
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占有面積 1 平方メートル		<u>1, 7 0 0</u>	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占有面積 1 平方メートル		<u>1, 4 0 0</u>
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設		ルにつき 1 年		A に <u>0. 0</u> <u>3 4</u> を乗じて得た額	政令第 7 条第 3 号に掲げる施設		ルにつき 1 年		A に <u>0. 0</u> <u>3 1</u> を乗じて得た額
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		<u>5 4 0</u>	政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		<u>4 8 0</u>
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設				<u>1 7 0</u>	政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設				<u>1 4 0</u>
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に <u>0. 0</u> <u>1 1</u> を乗じて得た額	政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に <u>0. 0</u> <u>0 9</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に <u>0. 0</u> <u>1 8</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			A に <u>0. 0</u> <u>1 7</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		《現行どおり》		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		《省略》
		階数が 2 のもの		《現行どおり》			階数が 2 のもの		《省略》
		階数が 3 以上のもの		A に <u>0. 0</u> <u>0 8</u> を乗じて得た額			階数が 3 以上のもの		A に <u>0. 0</u> <u>0 7</u> を乗じて得た額

改正後			改正前		
	その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>26</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>25</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.0</u> <u>15</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.0</u> <u>12</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>11</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>09</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.0</u> <u>22</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>11</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>09</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>15</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>12</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>22</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>34</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.0</u> <u>31</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.0</u> <u>26</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.0</u> <u>25</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>15</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.0</u> <u>12</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.0</u>		上空に設けるもの	Aに <u>0.0</u>

改正後				改正前			
	の		<u>24</u> を乗じて得た額		の		<u>22</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.0</u>		その他のもの		Aに <u>0.0</u>
			<u>34</u> を乗じて得た額				<u>31</u> を乗じて得た額
備考 《現行どおり》				備考 《省略》			

(草津市駅前広場管理条例の一部改正)

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後					改正前				
第1条～第13条 《現行どおり》 別表（第5条第1項、第8条第1項関係）					第1条～第13条 《省略》 別表（第5条第1項、第8条第1項関係）				
占用の区分			占用料 の額	占用の 期間	占用の区分			占用料 の額	占用の 期間
路線 バス （道 路運 送法 （昭 和2 6年 法律 第1 83 号） 第3 条第 1号 イに 掲げ る事 業と して 運行 され るも のを いう 。）	自動車検査 証に記載さ れた長さが 12メート ル以下の車 両	承認（人の 乗降のため に一時的に 停止する目 的で利用す る場合をい う。以下同 じ。）	1区画 につき 1月 <u>2, 9 00円</u>	《現行 どおり 》	路線 バス （道 路運 送法 （昭 和2 6年 法律 第1 83 号） 第3 条第 1号 イに 掲げ る事 業と して 運行 され るも のを いう 。）	自動車検査 証に記載さ れた長さが 12メート ル以下の車 両	承認（人の 乗降のため に一時的に 停止する目 的で利用す る場合をい う。以下同 じ。）	1区画 につき 1月 <u>2, 5 00円</u>	《省略 》
		駐車（人の 乗降のため に継続的か つ独占的に 利用する場 合をいう。 以下同じ。 ）	1区画 につき 1月 <u>5, 7 00円</u>				駐車（人の 乗降のため に継続的か つ独占的に 利用する場 合をいう。 以下同じ。 ）	1区画 につき 1月 <u>5, 0 00円</u>	
掲げ る事 業と して 運行 され るも のを いう 。）	自動車検査 証に記載さ れた長さが 12メート ルを超える 車両であつ て、道路運 送車両の保 安基準（昭 和26年運 輸省令第6	承認	1区画 につき 1月 <u>4, 5 00円</u>	《現行 どおり 》	掲げ る事 業と して 運行 され るも のを いう 。）	自動車検査 証に記載さ れた長さが 12メート ルを超える 車両であつ て、道路運 送車両の保 安基準（昭 和26年運 輸省令第6	承認	1区画 につき 1月 <u>4, 0 00円</u>	《省略 》
		駐車	1区画 につき 1月 <u>9, 0 00円</u>				駐車	1区画 につき 1月 <u>8, 0 00円</u>	

改正後					改正前				
	7号) 第5 5条に基づ く認定を受 けた車両					7号) 第5 5条に基づ く認定を受 けた車両			
タクシー（道路運 送法第3条第1号 ハに掲げる事業と して運行されるも のをいう。）	承認	1区画 につき 1月 <u>1, 6</u> <u>00円</u>	《現行 どおり 》		タクシー（道路運 送法第3条第1号 ハに掲げる事業と して運行されるも のをいう。）	承認	1区画 につき 1月 <u>1, 4</u> <u>00円</u>	《省略 》	
	駐車	1区画 につき 1月 <u>3, 1</u> <u>00円</u>	《現行 どおり 》			駐車	1区画 につき 1月 <u>2, 8</u> <u>00円</u>	《省略 》	
《現行どおり》		《現行 どおり 》	《現行 どおり 》		《省略》		《省略 》	《省略 》	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第12号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 8 条の 2 《現行どおり》 (納税証明事項) 第 1 8 条の 3 地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号)第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車または 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納税証明書の公布手数料) 第 1 8 条の 4 《現行どおり》 (納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金) 第 1 9 条 納税者または特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 もしくは第 4 6 条の 5 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 7 条の 4 第 1 項(第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 8 条第 1 項(法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項および第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。)、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項もしくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 0 5 条、第 1 3 9 条第 1 項または第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号および第 5 号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4. 6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間ならびに第 5 号および第 6 号に定める日までの期間については年 7. 3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。 (1) 《現行どおり》 (2) 第 9 8 条第 1 項もしくは第 2 項の申告書または第 1 3 9 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間	第 1 条～第 1 8 条の 2 《省略》 (納税証明事項) 第 1 8 条の 3 地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号)第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車または 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納税証明書の交付手数料) 第 1 8 条の 4 《省略》 (納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金) 第 1 9 条 納税者または特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 もしくは第 4 6 条の 5 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 7 条の 4 第 1 項(第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 8 条第 1 項(法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項および第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。)、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、<u>第 8 1 条の 6 第 1 項</u>、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項もしくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 0 5 条、第 1 3 9 条第 1 項または第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号および第 5 号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4. 6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間ならびに第 5 号および第 6 号に定める日までの期間については年 7. 3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。 (1) 《省略》 (2) <u>第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書</u>、第 9 8 条第 1 項もしくは第 2 項の申告書または第 1 3 9 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

改正後	改正前
(3) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 《現行どおり》 第20条～第32条 《現行どおり》 (所得割の課税標準) 第33条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項および第34条の10において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 《現行どおり》 第34条～第79条 《現行どおり》 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> 《改正前を削る》 <u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> 第80条の2～第80条の3 《現行どおり》 (軽自動車税のみなす課税) 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなし	(3) <u>第81条の6第1項の申告書、</u>第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 《省略》 第20条～第32条 《省略》 (所得割の課税標準) 第33条 《省略》 2 《省略》 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項および次項ならびに</u>第34条の10において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 《省略》 第34条～第79条 《省略》 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u> <u>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</u> <u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> 第80条の2～第80条の3 《省略》 (軽自動車税のみなす課税) 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者</u>

改正後	改正前
て、軽自動車税を課する。	<u>または</u> 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
《改正前を削る》	<u>3</u> 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
《改正前を削る》	<u>4</u> 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
第81条の2 《現行どおり》	第81条の2 《省略》 （環境性能割の課税標準）
《改正前を削る》	<u>第81条の3</u> 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率）
《改正前を削る》	<u>第81条の4</u> 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 （環境性能割の徴収の方法）
《改正前を削る》	<u>第81条の5</u> 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 （環境性能割の申告納付）
《改正前を削る》	<u>第81条の6</u> 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車

改正後	改正前
《改正前を削る》 《改正前を削る》 (<u>軽自動車税</u>の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 《現行どおり》 (<u>軽自動車税</u>の賦課期日および納期) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 《現行どおり》 第84条 《現行どおり》 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。	の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料) <u>第81条の7</u> 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) <u>第81条の8</u> 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (<u>種別割</u>の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 《省略》 (<u>種別割</u>の賦課期日および納期) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 《省略》 第84条 《省略》 (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。

改正後	改正前
第 8 6 条 《現行どおり》 (<u>軽自動車税</u>に関する申告または報告) 第 8 7 条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から 1 5 日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 5 様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 1 5 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 3 0 日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 4 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 《現行どおり》 (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第 8 8 条 《現行どおり》 (<u>軽自動車税</u>の減免) 第 8 9 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	第 8 6 条 《省略》 (<u>種別割</u>に関する申告または報告) 第 8 7 条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から 1 5 日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 5 様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 1 5 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 3 0 日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第 3 4 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 《省略》 (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第 8 8 条 《省略》 (<u>種別割</u>の減免) 第 8 9 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(1)～(8) 《現行どおり》 3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)～(2) 《現行どおり》 2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動	(1)～(8) 《省略》 3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては<u>種別割</u>を減免する。 (1)～(2) 《省略》 2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 3 《省略》 4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動

改正後	改正前
車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出) をするとともに、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等) 第 9 1 条 《現行どおり》 2 法第 4 4 5 条もしくは第 8 1 条の 2 または第 8 0 条第 2 項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第 4 4 5 条もしくは第 8 1 条の 2 または第 8 0 条第 2 項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。 3～6 《現行どおり》 7 第 2 項の標識および第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。 8～9 《現行どおり》 第 9 2 条～第 1 5 5 条 《現行どおり》 付 則 第 1 条～第 4 条の 2 《現行どおり》 《改正前を削る》	の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出) をするとともに、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等) 第 9 1 条 《省略》 2 法第 4 4 5 条もしくは第 8 1 条の 2 または第 8 0 条第 3 項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第 4 4 5 条もしくは第 8 1 条の 2 または第 8 0 条第 3 項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。 3～6 《省略》 7 第 2 項の標識および第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。 8～9 《省略》 第 9 2 条～第 1 5 5 条 《省略》 付 則 第 1 条～第 4 条の 2 《省略》 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第 4 条の 3 平成 2 0 年度から平成 2 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税

改正後	改正前
<u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u> 第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用に	義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用については、第34条の9中「前条」とあるのは「前条ならびに付則第4条の3第1項」と、同項中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第4条の3第1項」とする。 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。 第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用に

改正後	改正前
ついては、第 3 4 条の 9 中「前条」とあるのは「前条ならびに<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>」と、第 3 4 条の 1 0 第 1 項中「前 2 条」とあるのは「前 2 条ならびに<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>」とする。 第 4 条の 4～第 4 条の 8 《現行どおり》 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第 5 条 昭和 5 7 年度から<u>令和 1 2 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 3 3 条から第 3 4 条の 3 まで、第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、<u>付則第 4 条第 1 項</u>、<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>および<u>付則第 4 条の 4</u>の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 《現行どおり》 第 6 条～第 7 条 《現行どおり》 第 7 条の 2 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 1 3 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3 とする。 4 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 2 0 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 5 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 2 1 項第 1</u>	ついては、第 3 4 条の 9 中「前条」とあるのは「前条ならびに<u>付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>」と、第 3 4 条の 1 0 第 1 項中「前 2 条」とあるのは「前 2 条ならびに<u>付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>」とする。 第 4 条の 4～第 4 条の 8 《省略》 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第 5 条 昭和 5 7 年度から<u>令和 9 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 3 3 条から第 3 4 条の 3 まで、第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、<u>付則第 4 条第 1 項</u>、<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>、<u>付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>および<u>付則第 4 条の 4</u>の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 《省略》 第 6 条～第 7 条 《省略》 第 7 条の 2 《省略》 2 《省略》 3 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 1 4 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3 とする。 4 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 2 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 5 固定資産税に係る<u>法附則第 1 5 条第 2 2 項第 1</u>

[illegible]